

出力制御機能要件化に伴う QA

目次

- Q1. なぜ、出力制御機能が要件化となるのか？
- Q2. 出力制御機能が要件化となる対象は？
- Q3. 出力制御機能付 PCS の設置は何で定められているのか？
- Q4. 出力制御機能要件化に伴い、対象発電事業者で新たに対応が必要となるのか？
- Q5. PCS の取替や新規に設置(増設)する場合、いつから出力制御機能付 PCS が必要となるのか？
- Q6. 出力制御機能を具備しない場合、連系は認められないのか？
- Q7. 出力制御機能付 PCS とは何か？
- Q8. 出力制御機能付 PCS を設置するだけでいいのか？
- Q9. 設置予定の PCS の発電出力が分からないがどうすればいいか？
- Q10. 既連系の PCS についても、出力制御機能付 PCS へ切替えは必要か？
- Q11. 現状、申込中の案件があるが、どのように対応すればいいのか？
- Q12. 発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備の設置予定であるが出力制御機能は必要か？
- Q13. 10kW 以上発電設備（逆潮流なし）を設置予定であるが出力制御機能は必要か？
- Q14. 屋根貸しでの発電設備の設置を予定しているが出力制御機能は必要か？
- Q15. 電灯契約と動力契約にそれぞれ発電設備を設置する場合の考え方は？
- Q16. 買取契約が無い場合も出力制御対象となるのか？

Q 1. なぜ、出力制御機能が要件化となるのか？

A 1. 需要以上に発電されて電気が余った時に発電機の出力を調整（「需給バランス制約による出力制御」）する必要があります。電力系統においては、電気を使う量と発電する量（需要と供給）のバランスをとることが重要になります。このバランスが崩れてしまうと周波数に乱れが生じて、広範囲で停電が発生する可能性もあります。

Q2. 出力制御機能が要件化となる対象は？

A 2. お知らせ本文の通り、太陽光発電設備（発電容量 10kW 以上）、風力発電設備（発電容量の制約なし）が対象となります。また、1 地点が 10kW 未満であったとしても、複数太陽光発電設備設置事業（通称：屋根貸し）は、出力制御機能は必要となります。
上記以外の発電設備・容量での接続検討申込・接続契約申込に関しましては、従来通りお申込みいただく事で問題ございません。

Q3. 出力制御機能付 PCS の設置は何で定められているのか？

A 3. 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」および電力広域的運営推進機関の定める「送配電等業務指針」ならびに弊社託送供給約款別冊「系統連系技術要件」等により定められています。

Q4. 出力制御機能要件化に伴い、対象発電事業者で新たに対応が必要となるのか？

A 4. 接続検討申込・接続契約申込の際、従来の申請書類に加え、「出力制御機能付 PCS の仕様確認依頼書（以下、仕様確認依頼書）」^{※1}の提出をお願い致します。また、仕様確認依頼書に記載頂いた必要分の「発電所 ID」を発行致しますので、設置された出力制御機能付 PCS へ登録^{※2}をお願いします。

上記の他に、出力制御に必要なインターネット環境の構築^{※3}をお願いします。

※1：特別高圧 66kV 以上の発電所は、専用回線での出力制御となる為、専用回線出力制御申込書の提出となります。

※2：専用回線による出力制御は、PCS への発電所 ID 登録の必要はございません。

※3：専用回線による出力制御は、インターネット回線を使用しませんので構築頂く必要はございません。

Q5. PCS の新規に設置(増設)する場合、いつから出力制御機能付 PCS が必要となるのか？

A 5. 10月4日以降に受付させていただいた分から、必要となります。また、既連系分につきましても、対象となる発電事業者さまへ順次ダイレクトメールを送付させて頂き、出力制御機能を具備いただくようにご案内させて頂いております。

Q6. 出力制御機能を具備しない場合、連系は認められないのか？

A6. 10月4日以降に受付させていただきお申込み分から、連系は認められません。また、既連系分につきましても、対象となる発電事業者さまへ順次ダイレクトメールを送付させて頂き、出力制御機能を具備いただくようご案内させて頂いております。

Q7. 出力制御機能付 PCS とは何か？

A7. 弊社出力制御サーバで生成した発電スケジュールにより発電出力の制御が可能な PCS の事を指します。

Q8. 出力制御機能付 PCS を設置するだけでいいのか？

A8. 出力制御機能付 PCS の設置の他に弊社サーバと接続する為のインターネット環境の構築をお願いします。また、インターネット環境構築・運用に掛かる費用につきましては、お客さまにてご負担いただく必要があります。

※費用のご負担に関しては、FIT 法施工規則・約款等に規定されております。

Q9. 設置予定の PCS の発電出力が分からないがどうすればいいか？

A9. 制御機能付 PCS の仕様につきましては、メーカーや施工会社等へ確認願います。

Q10. 既連系の PCS についても、出力制御機能付 PCS へ切替えは必要か？

A10. 既連系の発電事業者さまにつきましては、順次ダイレクトメールを送付させていただき、出力制御機能を具備いただくようご案内させて頂いております。対応が必要な発電事業者さまにつきましては、以下リンクをご確認ください。

>> https://www.kansai-td.co.jp/corporate/information/2021/pdf/20211027_1_01.pdf

(10月27日掲載の「関西エリアにおける再生可能エネルギーの導入状況と発電事業者さまへの出力制御に向けた準備のお知らせ」掲載資料 右肩 6.7 項を参照)

Q11. 現状、申込中の案件があるが、どのように対応すればいいのか？

A11. 現状、申込中（未連系）の案件につきましても、Q10 同様、別途発電事業者さまへダイレクトメールを送付させて頂き、出力制御機能を具備いただくよう順次ご案内させて頂いております。

Q12. 発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備の設置予定であるが出力制御機能は必要か？

A 12. 発電地点の合計発電出力が 10kW 未満であれば出力制御機能は不要であるが、10kW 未満の発電設備を増設し、既設分含め合計発電出力が 10kW 以上となる場合は、出力制御機能は必要となります。

Q13. 10kW 以上の発電設備（逆潮流なし）を設置予定であるが出力制御機能は必要か？

A 13. 10kW 以上の発電設備（対象の発電設備）であっても、「逆潮流なし」であれば、出力制御機能を具備する必要はございません。

Q14. 屋根貸しでの発電設備の設置を予定しているが出力制御機能は必要か？

A 14. 1 地点が 10kW 未満であったとしても、複数太陽光発電設備設置事業（通称：屋根貸し）は、出力制御機能は必要となります。

Q15. 電灯契約と動力契約にそれぞれ発電設備を設置する場合の考え方は？

A 15. 電灯契約と動力契約では、別地点と扱いますので各々が 10kW 未満であれば、出力制御対象外となります。（発電出力が電灯 6kW と動力 8kW の申込の場合、いずれも 10kW 未満の為、出力制御対象外）

Q16. 買取契約が無い場合も出力制御対象となるのか？

A 16. 買取契約の有無に関わらず、設備容量が 10kW 以上で、かつ逆潮流がある場合は、出力制御対象となります。